

令和8年度 地域防災指導員養成講習会（初級）第1回 質疑応答

講習会 実施日	令和8年7月4日	場 所	藤枝市役所 西館5階 大会議室
講義名	静岡県の災害医療について	講 師	静岡県 中部健康福祉センター
	藤枝市の防災体制について		藤枝市 地域防災課
	避難行動要支援者の支援について		藤枝市 福祉政策課
	指定避難所の運営について		藤枝市 地域防災課

質問No.	質問事項	回答者	質問への回答
1	10万人当たりの病床数や医師・看護師数について、今後どのように増員していく予定ですか。	中部健康福祉センター	今後、人口減少局面において医療の需要(必要な病床数や医療を支える人材数)も減少していくと推計されています。そのため、必要な箇所に必要な人員が適切に配置されるよう、県の方針(保健医療計画等)に沿って取組を進めております。
2	病床数について志太榛原地区以外の地域との連携は想定されていますか。それとも自助努力で増床していきますか。	中部健康福祉センター	県には8つの医療圏域があり、外来や入院治療についてはどこの医療圏域も利用ができますが、圏域ごとに基準病床数が定められ、現在はそれを上回っているため増床をすることはできません。医療のあるべき方向性については、病院や医師会、自治体からなる合議体で検討を行い定めているところです。
3	避難行動要支援者登録台帳に代わる新たな取組について、本年度葉梨地区が対象となっているという事を知りました。市独自で実施するのでしょうか。	福祉政策課	本市では、昨年度は時ヶ谷地区をモデルとして実施した要支援者個別計画を改良し、今年度は、市が保有する情報から要介護3以上の方などを抽出して直接ご本人に計画の提出を依頼し、回収する形を葉梨地区で導入しています。同意を得られた情報は、地域で共有し、災害時はもとより日ごろから声をかけ合える関係に活用していただきたいと考えています。葉梨地区での取り組みを精査し、今後、順次地区を拡大して実施していく予定です。
4	避難行動要支援者の最新の情報を得るにはどうすればよいですか。また、その情報の管理は誰が行うのですか。	福祉政策課	現在の運用は、自主防災会が作成する防災台帳と市が依頼する避難行動要支援者個別計画を表裏1枚の紙で作成をしています。避難行動要支援者は避難行動要支援者個別計画に記入をいただいた方になります。防災台帳と同一の書式で管理しているため、その更新頻度は各自主防災会（町内会）により異なり、更新時が最新の情報となるため、定期的な更新をお願いします。管理については、自主防災会（町内会）が作成していることから、自主防災会（町内会）が適切に管理していただくようお願いいたします。
5	「個人情報」ということで、防災世帯台帳の提出を拒否している組があるが、どのように対応したらよいのでしょうか。	地域防災課	防災世帯台帳は災害時や緊急時の安否確認に必要な情報を事前に把握するためのものです。その目的をご説明いただき、提出への協力をお願いしてください。それでも本人が提出を拒否する場合には、無理に提出を求める必要はありません。
6	妊産婦、乳幼児等は要配慮者と思われそうですが、「防災世帯台帳」の下欄（※2）には明記されていません。明記すべきではないのでしょうか。	地域防災課	防災世帯台帳については、地区ごとに記入する事項が異なります。そのため、市が作成した様式ではなく、地区の実情に合わせて独自の防災世帯台帳を作成している地区もあります。市ホームページにデータを掲載しておりますので、地区の実情に合わせて防災世帯台帳を作成、配布してください。
7	停電していても指定避難所へ避難することは可能ですか。	地域防災課	可能です。指定避難所には、非常用発電機や蓄電池などを備えているため、夜間でも最低限の明かりを確保することができます。
8	避難所での役割分担等はどのようになりますか。予め決めていた人が被害状況により担えない場合はどうすればよいですか。	地域防災課	避難所での役割分担は、各指定避難所で割り振り、避難生活計画書に記載しております。被害状況により、役割を担えない場合には、他の方（避難者を含む）がその役割を担うこととなりますので、役割について地域内で共有をお願いします。避難生活計画書については地域防災課で保管していますので、確認したい場合はご相談ください。
9	在宅避難をしている住民について、行政の把握方法及び支援物資の配布方法について確認したいです。	地域防災課	地域の在宅避難者数を自主防災会が地区防災拠点（地区交流センター・岡部支所）へ報告後、市災害対策本部へ共有されます。支援物資の配布については、行政が物資集積所から指定避難所に物資を配送をします。指定避難所に届いた物資は自主防災会が、指定避難所の避難者及び在宅避難者へ配布します。ただし、在宅避難者が指定避難所へ物資を受け取りに行く場合もございます。

質問No.	質問事項	回答者	質問への回答
10	避難生活計画書は各自主防災会にありますか。	地域防災課	各指定避難所ごとに避難生活計画書を作成しており、毎年更新をお願いしています。
11	防災指導員養成講習会への参加に年齢制限はありますか。防災に関心のある高校生等は受講可能ですか。	地域防災課	年齢制限はありません。地域の若い世代の方にも積極的にご参加いただきたいと考えておりますので、ぜひ受講をご検討ください。
12	地震発生後の指定避難所の応急危険度判定はいつ頃来ますか。	地域防災課	指定避難所によって異なりますが、施設管理者・避難所担当職員が到着次第、避難所運営マニュアルにある避難所建物等の簡易応急危険度判定チェック表を用いて危険度判定を行います。
13	地区ごとの地域防災説明会は実施していますか。	地域防災課	6月に各地区で自治会長・自主防災会長・地域防災指導員（一部）・避難所担当職員等が出席する地域防災連絡会を開催しています。
14	地域防災指導員の行動マニュアルはありますか。	地域防災課	行動マニュアルは作成していませんが、資料1の実施要領の裏面に記載しているように、自主防災組織の各種活動への指導・支援をお願いします。
15	在宅避難の場合、指定避難所が開設されて担当になっていれば指定避難所の運営に協力しなければならないですか。	地域防災課	在宅避難であっても避難所運営の担当者であれば運営に協力をお願いします。 避難所は避難生活を送る場所だけでなく、避難所の維持管理や被災状況の情報収集・報告、支援物資の受入れ・配布などを行う拠点でもあります。迅速な復旧のためには、在宅避難であっても住民同士の協力が不可欠ですので、ご自身の安全が確保され次第、避難所運営に携わっていただくようお願いします。
16	発災時下水道の使用不可の判断はどのようにしますか。どのくらいの時間を要しますか。市から連絡がありますか。	地域防災課	下水道の使用可否の判断方法や市からの周知方法については、中級講座の第1回で説明します。講義資料はホームページに掲載しますので、内容をご確認ください。資料をご確認いただいてもご不明な点がある場合は、下水道課へお問い合わせください。
17	直近2～3年での大雨による藤枝市の災害について知りたいです。 例えば、土砂、浸水、がけ崩れ、道の陥没、河川の決壊など。	水防対策室	直近で本市に大きな被害をもたらした令和7年台風15号では、道路冠水65件、床上浸水14件、床下浸水78件、道路崩土15件、倒木27件など、市民からの通報で多くの被害が判明しました。その他の情報についてお知りになりたい場合は、水防対策室にお問い合わせください。